

# 第25回期 第31回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年1月19日(月) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	( 簗 輪 ・ 袖 山 )	関根	盛夫
同	( 中 根 松 )	会田	信二
同	( 大 草 )	斎藤	良文
同	( 小 貫 ・ 太 田 輪 )	薄井	常義
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	須藤	寿行
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	鈴木	政吉
同	( 山 白 石 )	我妻	伸司
同	( 山 白 石 )	岡田	勇弥
同	( 浅 川 ・ 滝 輪 )	緑川	孝雄
同	( 東 大 畑 ・ 畑 田 )	小室	一男

4 欠席委員(1名)

会長職務代理者 9番 酒井 秀忠

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付議事項

(1) 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

4件

(2) 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

## 7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第31回浅川町農業委員会総会を開会いたします。本日は、年明け最初の総会となりますがお忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。昨年中も大変お世話になりましたが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、私達25回期の農業委員会も残すところあと半年となりました。</p> <p>いま国会は、高市首相による急な衆議院解散総選挙を本日夕方表明するようです。短期間での選挙戦となるようですが、私たちは、今後どのような政局になろうとも残された期間をしっかりと本町農家の発展と本町の農地をしっかりと守っていきたいと考えておりますので皆様のさらなる、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の議案ですが、78号、79号の件数として5件となっております。</p> <p>本日も皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします、挨拶とします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中 9 名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第31回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は10名中 10 名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、5番、富永 勉委員、6番、鈴木 啓委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。</p> <p>書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第78号①、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局長	(議案第78号①朗読)
会 長	議案第78号①について、東大畑・畑田地区推進委員 小室 一男委員の調査報告及び意見を求めます。
小室委員	<p>東大畑・畑田地区担当推進委員の小室一男です。</p> <p>議案第78号、農地法第3条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ****番地 ****さん、譲受人 ****番地 ** **さん。以下記載のとおりです。</p> <p>1月11日 日曜日、地区副担当の白川委員及び譲渡人の義理の弟である代理人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。</p> <p>申請の事由は、経営規模の拡大に当たり、農地を取得する内容となっています。</p> <p>また、申請地は現在譲受人が耕作中であり、譲渡人が今後も耕作不能であることから将来を見据えた結果今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は、経営規模拡大のため売買ということで申請がありました。譲受人である****さんは、****地区にて水稻とアスパラを生産されている認定農業者であります。今回の申請地は、すでに譲受人が耕作されており、譲渡人の合意を得て農地の取得に至ったとのことでした。</p> <p>取得後は、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農地と協力して用水路等の維持に努めながら水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第78号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第78号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第78号①、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第78号②、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>(議案第78号②朗読)</p>
会長	<p>議案第78号②について、里白石・染・福貴作地区推進委員 須藤 寿行委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
須藤(寿)委員	<p>里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。</p> <p>議案第78号、農地法第3条の規定による許可申請一覧②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、****番地 ****氏、譲受人、****番地 ****氏 以下記載のとおりです。1月10日土曜日、午前8時より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、鈴木啓委員、譲渡人及び譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>譲渡人は所有している農地について、自分では耕作しておらず、借地として****地区の方に耕作を依頼している状況です。今後も田は耕作しないこと、耕作する後継者がいないということであります。当該農地は1枚の田になっておりますが、所有者は2名であり今回、農地の整理をしたいということで譲受人に売りたいと声をかけたことで所有権移転に至ったものです。</p> <p>なお、当該地については現在作業を委託されている****氏が引き続き耕作するという事です。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題はなく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上であります。</p>
会長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、申請地の隣にある、譲受人の所有地****番との間に畦畔がなく、1枚の田として耕作されていることから、所有者を統一するために売買に至ったとのことでした。2枚の田はともに、現在は****地区の認定農業者である****さんが借り受けして耕作しており、農地の所有者が変わった後も引き続き****さんに耕作を依頼する意向とのことで、今後農用地利用集積等促進計画(案)が作成される見込みです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号について該当するものがな</p>

<p>会 長</p>	<p>く、問題ないものと思われます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第78号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第78号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第78号②、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第78号③、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第78号③朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第78号③について、中里・根岸・松野入地区推進委員 会田 信二委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>会田委員</p>	<p>中里・根岸・松野入地区担当推進委員の会田信二です。</p> <p>議案第78号、農地法第3条の③についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ****番地 ****さん、譲受人 ****番地 ** ** **さん。以下記載のとおりです。なお、譲受人と譲渡人は親戚であるとのことです。</p> <p>1月10日 土曜日 午前10時より、地区副担当の高坂委員と現地を確認し、また、同日午後6時に譲受人の家を訪問し、譲受人の配偶者に聞き取り調査をしてまいりました。</p> <p>申請の事由は、経営規模の拡大に当たり、農地を取得する内容となっています。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅と隣り合わせの位置にあり、譲渡人からの依頼で現在に至るまで畑として使用していたそうですが、譲渡人は高齢で県外在住であることから、譲受人に贈与したいとの申し出があり今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>

会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は、経営規模拡大のため贈与ということで申請がありました。譲受人は、****地区にて水稻、野菜を合わせて****アールほど生産されています。</p> <p>取得後は、地域の水利調整に参加し、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら野菜の栽培を行うとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第78号③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第78号③について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第78号③、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第78号④、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	(議案第78号④朗読)
会 長	議案第78号④について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	<p>浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川孝雄です。</p> <p>議案第78号、農地法第3条の④についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ****番地 ****さん、譲受人 ****番地 ****さん。以下記載のとおりです。</p> <p>1月12日 月曜日 午前8時30分より、地区副担当の酒井委員、小針委員、譲渡人及び譲受人立ち会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p>

	<p>譲受人は認定農業者であり、****地区の中心的な農業者の一人です。</p> <p>今回の申請は、譲渡人が農業と無縁の職業を営んでおり、長年譲受人へ耕作を依頼していた経過があること、譲受人自身も経営規模拡大の意思があることから売買に至ったとのことでした</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は、経営規模拡大のため売買ということで申請がありました。譲受人は、****地区にて肉用牛の肥育、水稻を生産されている認定農業者であります。今回の申請地は、譲渡人が相続したものの自分で耕作することが困難なため、売買に至ったとのことでした。</p> <p>取得後は、周辺農地と協力しながら水路等の維持管理に積極的に参加し、水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第78号④について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第78号④について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第78号④、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>(議案第79号朗読)</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、本議案については****委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退室していた</p>

<p>****委員</p>	<p>できます。</p>
<p>会 長</p>	<p>(退 室)</p> <p>それでは議事を再開いたします。</p> <p>議案第79号について、浅川・滝輪地区副担当 小針充則委員より調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>小針委員</p>	<p>浅川・滝輪地区副担当 農業委員の小針充則です。</p> <p>議案第79号、農地法第5条申請についての調査結果の報告及び意見について代読いたします。</p> <p>譲渡人 ****番地 ****さん、譲受人 ****番地 ****さん。以下記載のとおりです。</p> <p>1月16日 金曜日 午前9時より、地区副担当の酒井委員、譲渡人及び譲受人の代理人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。</p> <p>申請の理由は、建築条件付売買予定地とするためです。</p> <p>今回の申請地の西側に隣接する住宅地も、かつて譲渡人が所有していた農地だった経過があります。同じ不動産会社から住宅用地として買取の申し出があったこと、現在は何も耕作しておらず草刈りなどの保全管理をしてきましたが、管理が大変なことから譲渡に至ったとのことです。</p> <p>調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続けて事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準については水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在することから、農地転用基準の公共施設便益区域内農地に該当するため、第3種農地に分類しました。</p> <p>転用目的は、住宅用地とするためです。</p> <p>申請地の周辺は住宅が立ち並んでおり、上下水道が整備された公道に面していることから住宅用地として最適であると判断され、今回の申請に至りました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</li> <li>2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</li> </ol>

<p>会 長</p>	<p>3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工期は令和8年9月30日までとされており該当しません。</p> <p>4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、盛土規制法、建築基準法に係る許可申請を県中建設事務所に行う予定であり、ともに許可見込のため問題ありません。</p> <p>5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地である****番は****さんが所有する山林のため問題ありません。</p> <p>7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。</p> <p>8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、宅地造成の完了後、分譲地として一定期間内に建物の請負契約を締結することを条件とする建築条件付きで販売されるため、申請地が譲渡された後更地のまま放置されることはありません。また、分譲地としての販売を開始してから一定期間が経過し、土地のみでの販売が困難と判断した区画については、譲受人である****が自ら住宅を建築し建売住宅として販売されるため問題ありません。</p> <p>9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、高低差のある東及び南東側にはコンクリートブロックを築造するため、土砂等の流出はありません。</p> <p>汚水については、新設する公共污水柵を公道内に布設されている公共下水道に接続し処理され、雨水は自然浸透するため、農業用排水施設への影響はありません。</p> <p>申請地周辺には現に耕作中の農地はなく、また、都市計画区域内にあることから建築基準法の規定により建設できる建物の高さに制限が生じるため周辺農地に日照等の影響を与えることもありません。</p> <p>以上です。</p> <p>地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第79号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
------------	---

	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第79号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p>
****委員	(入室・着席)
会 長	****委員に報告します。議案第79号は許可相当と意見決定されました。
会 長	次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ、事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	<p>1. 次回総会2月18日(水)午後1時30分より開催予定です。</p> <p>2. 12月分の活動記録簿を事務局まで提出願います。</p>
会 長	それでは、以上を持ちまして第31回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)